

開催期日 令和7年7月16日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年7月16日 午後1時30分
閉 会 令和7年7月16日 午後2時40分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案第3号 現況確認証明申請に対する処分について
議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第7回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さん大変お忙しい中総会に出席いただきありがとうございます。台風の影響もありまして、雨続きで台風も去ったかなと思うとまた梅雨前線の影響で雨風が明日あたりまで続きそうな感じではありますが、その後はまた暑い日が続きそうなので皆さん熱中症には気をつけながら農作業にあたっていただきたいと思います。それでは早速総会に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

事務局長

推進委員1名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、4番小針一男農業委員、5番吉田定雄農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、7月13日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、譲受人は新規取得者であります。親族の協力を得ながら耕作する予定であるため問題はないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、只今水野谷推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、水野谷推進委員と同様、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、譲受人は新規取得者であります。親族の協力を得ながら耕作する予定であるため問題はないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番水野谷貴志推進委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、7月16日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、只今水野谷推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、水野谷推進委員と同様、現地についても7月16日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、7月16日に申請人・●●●●さん、申請代理人の行政書士 ●●●●さん、大木委員、吉田委員、私を含めた農業委員・推進委員3名、および事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、進入路および一般住宅用敷地また、植栽用敷地として利用されている状態でした。説明では、申請人が相続する以前から、隣接している宅地と一体に利用されており、現在に至っているようです。長年、宅地として利用しており、農地への復元が困難であることから現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、只今水野谷推進委員さんより報告があった内容については間違いございません。

また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、水野谷推進委員と同様、農地としての復元が困難であるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号については、3地区の確認担当委員に報告を求めた。まず、1件目について確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第4号令和7年度8月公告分の1件目につきまして、7月12日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農業者であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第4号令和7年度8月公告分の1件目につきまして、只今水野谷推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、水野谷推進委員と同様、現地についても7月12日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農業者であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

続いて、2件目について確認担当委員に報告を求めた。

6 番鈴木和宏推進委員

議案第4号令和7年度8月公告分の2件目につきまして、7月9日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6 番小林均農業委員

議案第4号令和7年度8月公告分の2件目につきまして、只今鈴木推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、鈴木推進委員と同様、現地についても7月9日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

続いて、3件目について確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第4号令和7年度8月公告分の3件目につきまして、7月9日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農業者であり、耕作についても問

題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番芳賀敏行農業委員

議案第 4 号令和 7 年度 8 月公告分の 3 件目につきまして、只今加藤推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても 7 月 9 日に確認いたしました問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 4 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、8 月 1 8 日（月）に役場 2 階会議室で行う。

二点目 農地利用状況調査（遊休農地調査）等について（依頼）

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和 7 年 7 月 1 6 日 午後 2 時 4 0 分